○財務省令第二十四号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条の二」を「第七十六条の三」に改める。

第七条第二項第一号中「及び次項」を削り、同項第五号中「運転免許証（」を削り、「運転免許証をいう。）で」を「運転免許証（」に改め、「もの」の下に「に限る。）又は同法第百四条の四第五項（申請による取消し）に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

七　出入国管理及び難民認定法第十九条の三（中長期在留者）に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第七条第一項（特別永住者証明書の交付）に規定する特別永住者証明書で、告知等の日において有効なもの

第七条第三項を削り、同条第四項中「第二項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項の」を「第四項の」に、「第六項若しくは第七項」を「第五項若しくは第六項」に、「第五項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第八項とする。

第十三条第一項第七号中「第七条第六項又は第七項」を「第七条第五項又は第六項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第三十六条の五第一項中「補てんされる」を「補塡される」に改め、同項第一号イ中「第三号及び第四号」を「以下この項」に改め、同項第二号イ中「又は居所」を削り、同項に次の三号を加える。

六　法第五十七条の二第二項第六号イに規定する図書を購入するための支出　次に掲げる事項

イ　その者の氏名及び住所

ロ　その図書の購入がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

ハ　その図書の名称及び内容

七　法第五十七条の二第二項第六号イに規定する衣服を購入するための支出　次に掲げる事項

イ　その者の氏名及び住所

ロ　その衣服の購入がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

ハ　その衣服の種類

八　法第五十七条の二第二項第六号ロに掲げる支出　次に掲げる事項

イ　その者の氏名及び住所

ロ　その接待、供応、贈答その他これらに類する行為（ハにおいて「接待等」という。）のための支出がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

ハ　その接待等の内容並びに当該接待等の相手方の氏名又は名称及び当該相手方との関係

第三十六条の五第二項中「六千百八十円」を「六千三百円」に改める。

第四十条の三第一項第一号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第四編第一章中第七十六条の二の次に次の一条を加える。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の保存）

第七十六条の三　法第百九十四条から第百九十六条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理したこれらの規定による申告書（法第百九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。以下この条において「申告書等」という。）は、これらの規定に規定する税務署長が当該給与等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書等に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年（法第百九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第百九十八条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第百九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第百九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第七十七条第一項第三号中「第三十条第四項第一号（退職所得控除額の特例）」を「第三十条第五項第一号（退職所得）」に、「（退職手当等の徴収税額）」を「（徴収税額）」に改め、同項第四号中「第二百一条第一項第一号」を「第二百三条第一項第二号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第二百三条第一項に規定する退職手当等又は同項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が同号に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ　令第七十一条の二第二項（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎

ロ　令第七十一条の二第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときは、令第三百十九条の三第二項（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得に係る源泉徴収）に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎

第七十七条第二項中「前条第四項」を「第七十六条の二第四項」に、「第五項の」を「第五項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）の」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第二百三条第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の支払を受ける居住者から受理した同項の規定による申告書（同条第四項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）は、同条第一項に規定する税務署長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第七十七条の三に次の一項を加える。

3　法第二百三条の五第一項に規定する公的年金等の支払者がその公的年金等の支払を受ける居住者から受理した同項の規定による申告書（同条第四項の規定の適用により当該公的年金等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）は、同条第一項に規定する税務署長が当該公的年金等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第八十一条の六第一項中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号ニ中「身体障害者手帳」の下に「、療育手帳（令第二十一条の二第十七号ハ（障害者等の範囲）に規定する療育手帳をいう。）」を加え、同号ホ中「運転免許証で」を「運転免許証（」に改め、「もの」の下に「に限る。）又は運転経歴証明書」を加え、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト　第七条第二項第七号に規定する在留カード又は特別永住者証明書で、イに規定する貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なもの

第八十一条の六第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　前号トに掲げる書類

ロ　官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの

第八十一条の六第二項中「掲げる書類（」を「定める書類（」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項第四号」を「前項第四号」に改め、「第三百三十六条第一項」の下に「（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」を加え、「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項を同条第三項とする。